



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 2 日 (金)
第 8 1 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (614) (東部総合事務所県民局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (615) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (616) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (617) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (618) (〃) 3
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる 一般放送事業者等の一部改正 (75) 3
◇ 教委告示	指定技能教育施設の変更の届出 (29) (高等学校課) 4

告 示

鳥取県告示第614号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年11月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
ニール スミス
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市桂見831-14
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、スポーツ施設の管理運営などの事業を行い、以ってスポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業年度

鳥取県告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディコー ープとっとり	株式会社メディコー ープとっとりデイ サービスほほえみ	鳥取市西品治806	平成21年10月1日	通所介護

鳥取県告示第616号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディコーとっとり	株式会社メディコーとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	平成21年10月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第617号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
日野病院組合	日野病院組合指定訪問入浴介護事業所	日野郡日野町野田332	平成21年8月29日	訪問入浴介護

鳥取県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
日野病院組合	日野病院組合指定訪問入浴介護事業所	日野郡日野町野田332	平成21年8月29日	介護予防訪問入浴介護

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第75号**

平成8年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">テレビジョン放送</th> </tr> <tr> <th>一般放送事業者名</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>日本海テレビジョン放送株式会社</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		テレビジョン放送		一般放送事業者名	回数	<u>日本海テレビジョン放送株式会社</u>	1	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">テレビジョン放送</th> </tr> <tr> <th>一般放送事業者名</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>山陰中央テレビジョン放送株式会社</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		テレビジョン放送		一般放送事業者名	回数	<u>山陰中央テレビジョン放送株式会社</u>	1	略	
テレビジョン放送																			
一般放送事業者名	回数																		
<u>日本海テレビジョン放送株式会社</u>	1																		
略																			
テレビジョン放送																			
一般放送事業者名	回数																		
<u>山陰中央テレビジョン放送株式会社</u>	1																		
略																			

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第29号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 内容変更の届出をした指定技能教育施設の名称
中央高等学園
- 2 届出があった変更の内容
指定技能教育施設の所在地の変更
変更前 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万265－5
変更後 鳥取県東伯郡北栄町由良宿字乙ヶ崎818－8
- 3 届出年月日
平成21年9月9日